

議案第19号

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年三田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年法律第48号」を「平成14年法律第48号。以下「法」という。」に改め、「第3条第1項及び第2項」の次に「、第4条、第5条、第6条第2項」を、「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1号給	374,000円
2号給	422,000円
3号給	472,000円
4号給	533,000円
5号給	608,000円
6号給	710,000円
7号給	830,000円

第4条を第7条とする。

第3条中「前条各項」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とする。

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の

業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年三田市条例第30号）第16条の2の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が第3条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条の4の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員の給料の月額)

第9条の5 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第3項各号列記以外の部分中「及び育児短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第28条第2項中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間の範囲内で、任命権者が定める。

第2条の2第1項及び第2項中「及び育児短時間勤務職員等」を「、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出し中「再任用職員」の次に「等」を加え、同条中「、第6条及び第7条の2」を「及び第6条」に改め、「第18条第1項」の次に「及び三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の育児休業等に関する条例(平成4年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務の職員

(三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「再任用職員」の次に「等」を加え、同条中「、第8条及び第9条の2」を「及び第8条」に改め、「第18条第1項」の次に「及び三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条」を加える。